

名張市ものづくり人材育成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代のものづくりを担う人材の確保、ものづくり産業の発展及び名張市（以下「市」という。）への定住の促進を図ることを目的に、奨学金の貸与を受け、大学等で習得したものづくり（名張市ものづくり基本条例（平成28年条例第18号）第2条第1号に規定するものづくりをいう。以下同じ。）に関する高度な技術又は知識を生かし就労する者のうち、市に居住するものに対し、市が予算の範囲内で当該奨学金の返還に対する助成を行うことに関し、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資金、市が貸与する奨学金その他市長が認める奨学金
- (2) 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院の修士課程、高等専門学校、職業能力開発総合大学、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校及び専修学校をいう。

(助成の対象)

第3条 奨学金の返還に対する助成金（この項を除き、以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者（当該奨学金に関し、当該助成金と同様の助成金等の交付を受けている者を除く。）とする。

- (1) 大学等でものづくりに関する高度な技術又は知識を習得した者であって、当該大学等の在学中に奨学金の貸与を受けたもののうち、就職した日の翌日から起算して1年以内に当該奨学金の返還を開始し、滞納なく返還を続けているもの
- (2) 大学等を卒業した日から3年以内に、市内の事業所（日本標準産業分類による製造業（以下「製造業」という。）に属する事業所をいう。）に前号の高度な技術又は知識が有用と認められたことにより就職し、当該事業所において短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する通常の労働者として勤務し、及びものづくりに関する技術又は知識の習得に努めている者（最初の第5条の規定による申請の時に年齢満36歳未満の者に限る。）であって、就職した日から1年以内のもの又は就職した日から1年以内に助成金の交付を受け、当該助成金を引き続き交付されているもの
- (3) 就職した日の翌日から起算して6月を超過する日までに、市の区域内に住所を有し、及び市の住民基本台帳に記録された者であって、その日から引き続き市の住民基本台帳に記録されているもの
- (4) 第6条の規定による助成金の交付の決定（1回目の当該決定に限る。）を受けた日

以後少なくとも10年以上市に居住する意思があると認められる者

(5) 市に納付すべき市税に関し滞納がない者

(助成金の額及び助成対象期間)

第4条 1月当たりの助成金の額は、その対象となる奨学金の返還月額又は15,000円のいずれか低い額とする。

2 助成金の交付の対象となる期間は、奨学金の返還を開始した月から、同月から起算して120月を経過する月までとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、名張市ものづくり人材育成支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、申請するものとする。

- (1) 奨学金の貸与をした機関が発行する当該貸与を証する書類
- (2) 申請の日の属する年度内に返還すべき奨学金の額が確認できる書類
- (3) 就労証明書(様式第2号)
- (4) ものづくりに関する高度な技術又は知識を習得した大学等の成績証明書
- (5) 市に住所を有することが確認できる住民票の写し

(交付決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者(以下「申請者」という)に対して名張市ものづくり人材育成支援助成金(不)交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、前条の規定による交付の決定(以下「交付決定」という。)を受けた年度内に返還すべき全ての奨学金の返還をしたとき又は第3条に規定する助成金の交付の対象となる者でなくなったとき(次条第1項の規定による届出をしたときを含む。以下この条において同じ。)は、当該返還をした日(第3条に規定する助成金の交付の対象となる者でなくなったときにあつては、当該者でなくなった日)から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、返還完了報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより、報告しなければならない。

- (1) 当該年度内に返還すべき全ての奨学金(第3条に規定する助成金の交付の対象となる者でなくなったときにあつては、当該者でなくなった日までに返還すべき奨学金に限る。)を返還した事実を確認できる書類
- (2) 当該年度における事項を記載した就労証明書(様式第5号)
- (3) 当該年度における市税に係る完納証明書

2 申請者は、前項の規定による報告を行う際に、併せて名張市ものづくり人材育成支援助成金請求書（様式第6号）を市長に提出することにより、助成金を請求するものとする。この場合において、申請者は、前項第1号に規定する奨学金のみを請求の対象とすることができる。

（助成金受給の停止及び中断）

第8条 交付決定を受けた者は、研修等により、一時的に第3条第2号から第4号までに掲げる要件を満たさなくなったときは、名張市ものづくり人材育成支援助成金受給停止（中断）届出書（様式第7号）を市長に提出することにより、遅滞なく届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項に規定する要件を満たすこととなった場合は、名張市ものづくり人材育成支援助成金受給再開申請書（様式第8号）並びに第5条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類を市長に提出することにより、申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対して、名張市ものづくり人材育成支援助成金受給再開（不）許可書（様式第9号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が、虚偽の申請その他不正の行為によって当該交付決定を受けたと認めるときは、当該交付決定を取り消し、名張市ものづくり人材育成支援助成金交付決定取消通知書（様式第10号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る助成金が既に交付されているときは、名張市ものづくり人材育成支援助成金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。